

COVID-19に係る診療報酬上の臨時的な取扱い【薬局】 （地域支援体制加算と在宅患者調剤加算の実績基準）

作成：日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

参考資料：令和3年3月26日 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」

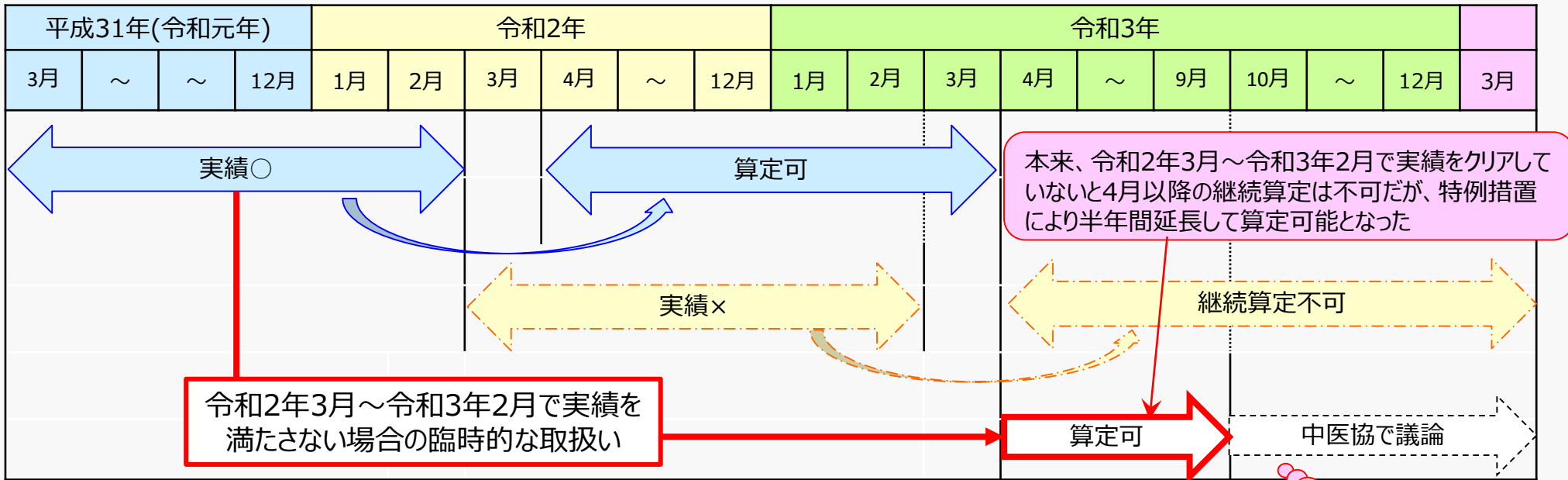
凡例

参考資料

MPSコメント

- 地域支援体制加算と在宅患者調剤加算の実績基準について特例措置がとられました。
- 令和2年度に実績要件を満たさない場合において、令和3年9月30日までの間、令和元年(平成31年)度の実績を用いても差し支えないとされました。
- 特例措置により加算を算定する場合、各月の実績や満たさなかった理由等について厚生局への報告(Excel:様式1-2)が必要です。
- 報告様式1-2に記載する内容についてはP3,4でご紹介しています。

	地域支援体制加算 (調剤基本料1)	地域支援体制加算 (調剤基本料1以外)	在宅患者調剤加算
実績要件 (継続時： 前年3月～ 当年2月の実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定回数 (12回/薬局当たり) ・服薬情報等提供料の算定回数 (12回/薬局当たり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外加算等の算定回数 (400回/薬剤師1人当たり) ・麻薬加算 (調剤料) の算定回数 (10回/薬剤師1人当たり) ・重複投薬・相互作用等防止加算等の算定回数 (40回/薬剤師1人当たり) ・かかりつけ薬剤師指導料・包括管理料の算定回数 (40回/薬剤師1人当たり) ・外来服薬支援料の算定回数 (12回/薬剤師1人当たり) ・服用薬剤調整支援料の算定回数 (1回/薬剤師1人当たり) ・在宅関連点数(単一建物患者が1人の場合)等の算定回数 (12回/薬剤師1人当たり) ・服薬情報等提供料の算定回数 (60回/薬剤師1人当たり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定回数 (10回/薬局当たり)



● 特例措置を受ける場合、実績要件の記録と報告が必要

3回報告【4/30、6/30、9/30】
(報告が間に合わない場合は厚生局に相談)



様式1-2
報告



厚生局

令和2年3月から令和3年2月の実績により地域支援体制加算を継続する場合、又は0831事務連絡の取扱い(※)により基準を満たす場合の届出は不要だが、調剤基本料の区分の変更がある場合は、加算に係る届出が必要

10月以降の取扱いについては、4月以降の報告を基に中医協で議論される

厚生労働省ホームページ特設サイト
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html)
の2021年3月26日の日付で掲載

※0831事務連絡の取扱い(厚生労働省ホームページ：
<https://www.mhlw.go.jp/content/000665994.pdf>)
感染又は濃厚接触者となって出勤できない職員がいた月等を実績期間から控除し、遡及した別の月の実績でもって対象期間とする取扱い

【 様 式 1 - 2 】												
※「★」が記載されている項目は、プルダウンから選択して入力してください。手書きで記載する場合には、「各項目の選択経」のシートを参照し、プルダウンで設定されている選択肢以外は記載しないよう、ご注意ください。												
1	2	3	4	調剤基本料の区分		実績の補正						
				都道府県番号 ★1～47 より選択	薬局コード（7 桁）	保険薬局名称	加算名 ★プルダウン より選択	令和2年度	令和3年度	調剤基本料1	調剤基本料1以外	判定用実績
								★プルダウンより 選択	★プルダウンより 選択	施設基準を満たさない 実績項目 ★プルダウンより①～③を選択	施設基準を満たさない 実績項目 ★プルダウンより①～③を選択	令和2年3月 ～ 令和3年2月 の実績（回）
5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
（例1）	13	1111111	A薬局	地域支援体制 加算	調剤基本料1	調剤基本料1	①在宅患者に対する美学的管理及 び指導の実績（12回以上）		10	12		
（例2）	13	1111111	A薬局	地域支援体制 加算	調剤基本料1	調剤基本料1	②服薬情報等提供料等の算定実績 （12回以上）		8	12		
（例3）								④かかりつけ薬剤師指導料等の実 績（40回以上）	33	52		
（例4）							③在宅患者に対する美学的管理及 び指導の実績（12回以上）		7	13		

薬局名、加算名、特例措置を受ける実績要件等を入力
(基本的にはプルダウンで選択)

各月における実績値																						
※4月に報告する際は令和3年4～8月、6月に報告する際は令和3年6～8月については記載不要																						
月	平成31年 2月	平成31年 3月	平成31年 4月	令和元年 5月	令和元年 6月	令和元年 7月	令和元年 8月	令和元年 9月	令和元年 10月	令和元年 11月	令和元年 12月	令和2年 1月	令和2年 2月	令和2年 3月	令和2年 4月	令和2年 5月	令和2年 6月	令和2年 7月	令和2年 8月	令和2年 9月	令和2年 10月	令和2年 11月
1月																						
2月																						
3月																						
4月																						
5月																						
6月																						
7月																						
8月																						
9月																						
10月																						
11月																						

特例措置を受ける実績要件について
各月の実績を入力

8月31日事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26））1（2）に示す臨時的な取扱いの対象となる月 ★プル																
	令和3年8月	令和2年2月	令和2年3月	令和2年4月 ※緊急事態宣言中	令和2年5月 ※緊急事態宣言中	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月	令和2年9月	令和2年10月	令和2年11月	令和2年12月	令和3年1月 ※緊急事態宣言中	令和3年2月 ※緊急事態宣言中	令和3年3月 ※緊急事態宣言中	令和3年4月
3																
4																
5																

特例措置を受ける実績要件について0831事務連絡の対象となる場合はプルダウンで選択

薬局は「該当なし」もしくは「ウのみ」「エのみ」「ウ・エ」を選択するものと考えられる

ア：新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等
 イ：アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等
 ウ：学校等の臨時休業に伴い、職員の勤務が困難となった保険医療機関等
 エ：新型コロナウイルス感染症に感染し又は濃厚接触者となり出勤ができない職員が在籍する保険医療機関等

実績を満たさなくなった理由 ★○又は-を選択										その他
	患者数の減少			薬局体制の縮小				その他		
	①薬局患者数が減少したから	②在宅患者数が減少したから	③在宅患者より、訪問を控えて欲しい旨要請があったから	④近隣の医療機関の患者受入制限・閉鎖等があり、患者数が減少したから	⑤薬局職員又はその家族等が新型コロナウイルスに罹患し、マンパワーが減少したから	⑥薬局職員又はその家族等が濃厚接触者となり出勤できず、マンパワーが減少したから	⑦患者数の減少により、職員の解雇等を行い、マンパワーが減少したから	◎その他（具体的な理由を記載）		担当者（所属、氏名）／連絡先
令和3年8月										
	○	○	-	-	-	○	-			○○○○/△△-△△△△-△△△△
	○	○	-	-	-	○	-			○○○○/△△-△△△△-△△△△
										○○○○/△△-△△△△-△△△△
										○○○○/△△-△△△△-△△△△

実績を満たさなくなった理由として該当する項目には「○」、該当しない場合は「-」をプルダウンで選択（その他の場合は理由を記載）